

Bangladesh 官報

通達

2019年1月24日

**S.RO No.-23-Law/2019**- Bangladesh 労働法 (No.42-law,2006) 第 140 条第 1 項に基づき、政府は衣料産業または最低賃金委員会で産業部門に関する第 139 条の下で、労働者および従業員の最低賃金額を以下の表に記載のとおりとする。

表 A

労働者賃金(単位：タカ)

就労日数：26 日間 (208 時間) /月

就労時間：8 時間 (昼食・休憩時間を除く) /日

S L	給与構成及び分類	基本給	家賃手当 (基本給 の 50%)	医療手当	通勤手当	食事手当	総給与額
1	<u>第一グレード</u> 1. パターン製作熟練者 2. 品質管理主任 3. 主任裁断専門員/裁断主任 4. 整備主任	10938/-	5469/-	600/-	350/-	900/-	18,257/-
2	<u>第二グレード</u> 1. 整備技師/電気技師 2. 裁断専門員	9044/-	4522/-	600/-	350/-	900/-	15416/-
3	<u>第三グレード</u> 1. シニアオペレーター 2. シニア裁断作業員 3. シニア品質検査員/ 品質監査人	5330/-	2665/-	600/-	350/-	900/-	9845/-

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. シニアマーキング 作業員/ 製図作業員</li> <li>5. シニア画像投影作 業員</li> <li>6. シニア鉄工作業員</li> <li>7. シニアサンプル機 械作業員</li> <li>8. ジュニア機械作業 員</li> <li>9. ジュニア電気技師</li> <li>10. シニアラインリー ダー</li> </ul>						
4	<p><u>第四グレード</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. オペレーター</li> <li>2. 裁断/縫合作業員</li> <li>3. 品質管理検査官/品 質監査人</li> <li>4. マーキング/製図作 業員</li> <li>5. 入力作業員</li> <li>6. ナンバリング作業 員</li> <li>7. 自動散布機作業員</li> <li>8. パッキング作業員</li> <li>9. タグ貼付作業員</li> <li>10. 印刷機/乾燥機作業 員</li> <li>11. 画像投影作業員</li> <li>12. 鉄工作業員</li> <li>13. 溶接/配管産業員</li> <li>14. サンプル作業員</li> <li>15. 配達者</li> <li>16. 整備士</li> <li>17. 電気技師</li> <li>18. ラインリーダー</li> </ul>	4998/-	2499/-	600/-	350/-	900/-	9347/-

5	<u>第五グレード</u> 1. ジュニアオペレーター 2. ジュニア裁断作業員 3. ジュニア品質監査人/品質検査官 4. ジュニアマーカ/ジュニア製図作業員 5. ジュニア入力作業員 6. ジュニアナンバリング作業員 7. ジュニア自動散布機作業員 8. ジュニアパッキング作業員 9. ジュニアタグ作業員 10. ジュニア印刷機/乾燥機作業員 11. ジュニア画像投影作業員 12. ジュニア鉄工作業員 13. ジュニア溶接作業員 14. ジュニアサンプル作業員 15. ジュニア配達者 16. ジュニア整備士補助員 17. ジュニア電気技師補助員	4683/-	2342/-	600/-	350/-	900/-	8875/-
6	<u>第六グレード</u>	4380/-	2190/-	600/-	350/-	900/-	8420/-

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般オペレーター</li> <li>2. 一般裁断作業員</li> <li>3. 一般品質検査官/品質監査人</li> <li>4. 一般マーカ- / 製図作業員</li> <li>5. 一般入力作業員</li> <li>6. 一般ナンバリング作業員</li> <li>7. 一般散布機作業員</li> <li>8. 一般パッキング作業員</li> <li>9. 一般タグ貼付作業員</li> <li>10. 一般印刷機/乾燥機作業員</li> <li>11. 一般画像投影作業員</li> <li>12. 一般鉄作業員</li> <li>13. 一般溶接作業員</li> <li>14. 一般サンプル作業員</li> <li>15. 一般配達者</li> </ol>						
7	<p><u>第七グレード</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オペレーター補助員</li> <li>2. 裁断作業補助員</li> <li>3. 品質監査/品質検査補助員</li> <li>4. マーカ- / 製図作業補助員</li> <li>5. 入力作業補助員</li> <li>6. ナンバリング作業補助員</li> <li>7. 自動散布機補助員</li> </ol>	4100/-	2050/-	600/-	350/-	900/-	8000/

8. パッキング作業補助員							
9. タグ作業補助員							
10. 印刷機/乾燥機作業補助員							
11. 画像投影作業補助員							
12. 溶接作業補助員							
13. サンプル作業補助員							
14. 配達作業補助員							
15. 仕上げ作業補助員							
16. 清掃作業補助員							
17. 鉄作業補助員							

<試用期間中の労働者の取り扱いについて>

- (a) 試用期間は3カ月とする。なお、雇用者の判断でさらに3カ月延長することができる。
- (b) 試用期間中、労働者は試用期間中の労働に対して5,975タカの研修手当を受け取ることができる。内訳は以下のとおり。
  - ・基本給 2,750 タカ
  - ・家賃手当 1,375 タカ (基本給の 50%)
  - ・医療手当 600 タカ
  - ・通勤手当 350 タカ
  - ・食事手当 900 タカ
- (c) 試用期間終了後は、無期雇用労働者として該当する業務区分および等級へ指定される。

**表 B**

従業員給与(単位：タカ)

就労日数：26 日間 (208 時間) /月

就労時間：8 時間 (昼食・休憩時間を除く) /日

SL.	給与構成及び分類	基本給	家賃手当 (基本給 の 50%)	医療手当	通勤手当	食事手当	総給与額
1	<u>第一グレード</u> 1. 小売店主 2. 講習補助 3. シニア安全点検者	8150/-	4075/-	600/-	350/-	900/-	14075/-
2	<u>第二グレード</u> 1. 会計助手 2. 店舗助手 3. レジ係 4. 看護師/医療補助 5. コンピューターオペレーター 6. ドライバー (大型免許保有者) 7. 輸出入業務助手 8. 安全点検者  9. シニアボイラーオペレーター 10. シニア発電所作業員 11. シニア水処理施設作業員 12. 発電機作業員 13. シニア昇降機作業員 14. シニア空調作業員	6300/-	3150/-	600/-	350/-	900/-	11300/-

3	<p><u>第三グレード</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クラーク/オフィス/出納業務 アシスタント</li> <li>2. テレフォン/データ入力オペレーター ジュニアコンピューターオペレーター</li> <li>3. タイムキーパー</li> <li>4. 世話人</li> <li>5. 警備員</li> <li>6. ドライバー (中型免許保有者)</li> <li>7. ベビーシッター</li> <li>8. 写真複写機作業員</li> <li>9. ボイラー/ポンプオペレーター</li> <li>10. 発電所作業員</li> <li>11. 水処理施設作業員</li> <li>12. 発電機/圧縮機 (作業員)</li> <li>13. 昇降機 (作業員)</li> <li>14. 空調作業員</li> <li>15. 生産報告者</li> </ol>	5950/-	2975/-	600/-	350/-	900/-	10775/-
4	<p><u>第四グレード</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雑務員</li> <li>2. 料理人</li> <li>3. 守衛</li> <li>4. 清掃人</li> <li>5. 庭師/男性使用人</li> <li>6. ベビーシッター</li> <li>7. ドライバー補助</li> <li>8. ジュニア警備員</li> </ol>	4350/-	2175/-	600/-	350/-	900/-	8375/-

	9. ボイラーオペレーター/ポンプオペレーター補助 10. 発電所作業員補助 11. 水処理施設作業員補助 12. 発電機/コンピューターオペレーター 13. 昇降機作業員補助 14. 空調作業員補助 15. 生産報告者補助						
--	--	--	--	--	--	--	--

<試用期間中の労働者の取り扱いについて>

- (a) 試用期間は6か月とする。
- (b) 試用期間中の労働に対して6,164タカの研修手当を受け取ることができる内訳は以下のとおり。
  - ・基本給 2,876 タカ
  - ・家賃手当 1,438 タカ (基本給の50%)
  - ・医療手当 600 タカ
  - ・通勤手当 350 タカ
  - ・食事手当 900 タカ
- (c) 試用期間終了後は、無期雇用労働者として該当する業務区分および等級へ指定される。



## 条件一覧

1. 本表は、バングラデシュ全土の衣料産業に適用される。
2. 本表に職位が追加される場合、適切なグレードに配置されるものとする。
3. 賃金表の改定により分類が変わる労働者については、新賃金表に沿って適切な分類に配置された上で、賃金を決定する必要がある。
4. 賃金改定にあたっては、本表に沿って増額分を労働者に通知し、加算されるものとする。
5. 労働者には、本表に記載されている最低賃金よりも低い賃金が支払われないものとする。
6. 雇用主は本表に沿って、労働者を適切に格付け・登録すること。
7. 各グレード・分類において、上記の最低賃金よりも高い賃金の労働者に対し、賃金を最小化することはいかなる場合も認められない。
8. 労働者の賃金は労働者・雇用主間の合意により、本表に記載の賃金を下限として決定される。
9. 人材の請負業者が労働者を雇用し、衣料工場に派遣する場合も、当該労働者はバングラデシュ労働法セクション 2 (65) に従い「労働者」と見なされます。そのためこのケースにおいても、本表の最低賃金が適用されます。もし当該労働者に適切な賃金が支払われない問題が発生した場合、すべての責任は雇用主に課せられる。
10. 人材の請負業者についてもバングラデシュ労働法セクション 121、セクション 150 およびセクション 161 の規則に則り、労働者の採用及び派遣を行う。
11. 雇用主が労働者の実績評価に基づいて賃金を決定する場合であっても、労働者は本表のいずれかのグレードに属し、そのグレードの最低賃金が保障されるものとする。
12. 労働者が本表の最低賃金及び手当以外に、権利や手当を取得している場合、バングラデシュ労働法セクション 2 (10)、セクション 108、セクション 336 に則り、継続するものとする。
13. 雇用主は労働者に対し毎年、基本給の 5% アップが義務付けられている。
14. 労働者は、バングラデシュ労働法およびガイドラインの規則に従って、その他の手当および給付を得る権利を有するものとする。

15. 雇用主が労働者の家族に宿舎を提供する場合、当該労働者は家賃手当を受給できません。
  16. 労働時間はバングラデシュ労働法および労働規則の関連セクションの規程に則り決定される。
- 17.1.から 16.の条件の一部が既存の法律または規制と矛盾する場合、当該条件は無効とみなされる。

本通達は 2018 年 12 月 1 日より適用される。